

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年3月10日(2016.3.10)

【公表番号】特表2016-503022(P2016-503022A)

【公表日】平成28年2月1日(2016.2.1)

【年通号数】公開・登録公報2016-007

【出願番号】特願2015-547911(P2015-547911)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/34 (2006.01)

A 6 1 K 8/81 (2006.01)

A 6 1 K 8/02 (2006.01)

A 6 1 K 8/73 (2006.01)

A 6 1 Q 11/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/34

A 6 1 K 8/81

A 6 1 K 8/02

A 6 1 K 8/73

A 6 1 Q 11/00

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月14日(2015.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水の存在中のブラッシング時に崩壊する、口腔的に許容可能な非水溶性フィルムであって、ポリマーマトリックス、ポリマーマトリックス中に組み入れられた放出可能な材料および可塑剤を含有し、ポリマーマトリックスは、少なくとも50%のポリ(ビニルアルコール)と50%以下の水溶性セルロースエーテルを含有し、さらにフィルムはブラッシングしなければ崩壊しないことを特徴とするフィルム。

【請求項2】

放出可能な材料は、顔料または顔料の組み合わせである請求項1に従うフィルム。

【請求項3】

水溶性セルロースエーテルは、ヒドロキシアルキルセルロースまたはヒドロキシアルキルセルロースの混合物である請求項1または2に従うフィルム。

【請求項4】

水溶性セルロースエーテルは、ヒドロキシプロピルメチルセルロースである請求項1～3のいずれかに従うフィルム。

【請求項5】

可塑剤は、ソルビトール、プロピレングリコール、グリセロール、低分子量ポリエチレングリコール、およびその混合物から選択されるポリアルコールである請求項1～4のいずれかに従うフィルム。

【請求項6】

可塑剤は、プロピレングリコールである請求項1～5のいずれかに従うフィルム。

【請求項7】

非イオン性界面活性剤または乳化剤をさらに含有する請求項1～6のいずれかに従うフィルム。

【請求項8】

非イオン性界面活性剤または乳化剤はポリソルベートである請求項7に従うフィルム。

【請求項9】

フィルムは、顔料を含有するパウダーコーティングでコーティングされる請求項1～8のいずれかに従うフィルム。

【請求項10】

放出可能な材料は非水溶性抗菌剤を含有する請求項1～9のいずれかに従うフィルム。

【請求項11】

フィルムは水の存在中で、30秒以上で180秒以下のブラッシング時間後に実質的に崩壊する請求項1～10のいずれかに従うフィルム。

【請求項12】

フィルムの平均厚さは1～3ミリである請求項1～11のいずれかに従うフィルム。

【請求項13】

ポリマーマトリックスは少なくとも75%のポリ(ビニルアルコール)および25%以下の水溶性セルロースエーテルを含有する請求項1～12のいずれかに従うフィルム。

【請求項14】

1～10重量%の水溶性セルロースエーテル、

30～60重量%のポリ(ビニルアルコール)、

20～60重量%の放出可能な材料、

10～30重量%の可塑性、および

1～5重量%の界面活性剤

を含有する請求項1～13のいずれかに従うフィルム。

【請求項15】

3～7重量%のヒドロキシプロピルメチルセルロース(HPMC)、

40～50重量%のポリ(ビニルアルコール)、

35～45重量%の顔料、

15～20重量%のプロピレングリコール、および

2～3重量%のポリソルベート80

を含有する請求項1～14のいずれかに従うフィルム。

【請求項16】

口腔に塗布しブラッシングすると、少なくとも30秒で約180秒以下の後にフィルムは崩壊し、放出可能な材料を放出する請求項1～15のいずれかに従う口腔的に許容可能なフィルムの粒子を含有する歯磨き剤。

【請求項17】

放出可能な材料は顔料であり、顔料の放出が使用者への適度なブラッシングの色による合図を提供する請求項16の歯磨き剤。

【請求項18】

透明なジェルの歯磨きペーストであり、内部にフィルム粒子が見られる請求項16または請求項17の歯磨き剤。

【請求項19】

請求項16～18のいずれかに従う歯磨き剤を用いてブラッシングし、これによってフィルムを破壊し放出可能な材料を放出することを包含する歯の洗浄方法。

【請求項20】

口腔的に許容可能なフィルムはフィルム内に顔料を含有し、フィルムが崩壊し、顔料が使用者への適度なブラッシングの色による合図を提供するまで、ブラッシングを続ける請求項19の方法。

【請求項21】

ポリ(ビニルアルコール)、水溶性セルロースエーテル、放出可能な材料、可塑剤およ

び任意の界面活性剤の水性スラリーを形成し、スラリーを乾燥してフィルムを形成することを包含する請求項 1 ~ 請求項 1_5 のいずれかに従うフィルム製造方法。